

改正

平成19年3月30日告示第8号
平成20年4月1日告示第37号
平成29年5月24日告示第73号
平成30年4月1日告示第50号
令和元年5月1日告示第51号

美郷町広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、美郷町（以下「町」という。）の印刷物等への民間企業等の広告掲載に関して必要な事項を定め、もって町が有する資産について、その効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用し、地域経済の活性化に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告活用の対象範囲)

第2条 町の資産を広告媒体として活用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に事業所を有する者
- (2) 町と連携し、協定書等を結んだ者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(広告掲載を対象とする印刷物等)

第3条 広告掲載を対象とする印刷物等は、次のとおりとする。

- (1) 町の広報印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法)

第7条 町広報紙等により広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申し込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、美郷町広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に申し込むものとする。

2 広告掲載希望者は、前項の申込みにあたり複数の掲載枠の利用を申し出ることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の申込書を受理したときは、第4条及び別に定める基準に基づき掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一広告掲載位置に二つ以上の同順位の掲載申込があったときは、抽選により決定するものとする。

(審査機関)

第10条 前条の規定により掲載の可否を決定するにあたり、疑義が生じたときの掲載の可否を審査す

るために、美郷町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、副町長、総務課長、企画財政課長、住民生活課長、商工観光交流課長をもって充てる。

3 委員会の委員長は副町長とする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（決定通知）

第12条 町長は、広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告の非掲載を決定したときは、広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（広告掲載料の納付）

第14条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第15条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取り消し）

第16条 町長は、町の行政運営上支障があるとき又は町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第17条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第8号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第37号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月24日告示第73号）

この告示は、平成29年5月29日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第50号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の美郷町広告掲載取扱要綱の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月1日告示第51号）

この告示は、告示の日から施行する。